

金沢市市民活動サポートセンター条例施行規則の制定（案）の概要

1 制定の趣旨

本市では、金沢市市民活動サポートセンター条例を平成30年3月26日に公布し、規則で定める日から施行することとしています。

条例の制定に伴い、金沢市市民活動サポートセンター条例施行規則を制定し、サポートセンターを使用することができる団体、使用の申請等必要な事項を定めます。

2 制定の内容

(1) サポートセンターを使用することができる団体（条例第9条関係）

サポートセンターを使用することができる団体は、サポートセンターにおいて次の活動を行う団体とします。

- ① 地域活動
- ② ボランティア活動その他の公益的な活動
- ③ 上記の活動のほか、市長が適当であると認める活動

(2) 打合せコーナー等の使用の申請（条例第10条関係）

- ① 打合せコーナー、ロッカー又はメールボックス（以下「打合せコーナー等」といいます。）の使用の申請書の様式、受付期間等を定めます。受付期間は、使用日の3か月前の日の属する月の初日から使用日の前日までとします。
- ② ロッカー又はメールボックスは、使用の開始の日の属する年度の末日までの範囲内で市長が定める日まで、引き続き使用することができることとします。

(3) 使用者の遵守事項

打合せコーナー等の使用に当たっては、許可を受けないで寄附金の募集や物品の販売等をしないことなど、使用者の遵守事項について定めます。

(4) 入所の制限

所長は、風紀を乱し、又は乱すおそれがある者などに対して、入所を拒否し、又は退所を命ずることができることとします。

3 施行期日

条例の施行の日（平成30年秋を予定）

《参考》金沢市市民活動サポートセンターの概要

(1) 施設の概要

① 位置

金沢市片町2丁目5番17号

② 施設

受付相談窓口、打合せコーナー、ロッカー、メールボックス等

(2) 事業

- ・ 町会その他の地域団体への加入及び市民活動団体等の活動に関する相談及び支援に関すること。
- ・ 市民活動団体等の相互の連携を促進するための事業の企画及び実施に関すること。
- ・ 市民活動団体等の活動に関する情報の収集及び提供に関すること。

など

(3) 施設の使用

① 開所時間

午前10時から午後10時まで

② 休所日

月曜日（祝日の場合は、直後の平日）、12月29日から1月3日まで

③ 打合せコーナー、ロッカー及びメールボックスの使用

- ・ 使用することができるもの
市民活動団体等その他市長が適当であると認める団体
- ・ 使用料
無料